

【議案第77号】

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

【議案第78号】

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

1 改正の概要

デジタル化の推進に伴い、子ども、子育て支援新制度において保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であるとする包括的な規定が追加されたもので、宇治市においても国基準どおり条例を改正するものです。

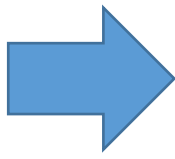
2 改正の内容（電磁的記録が可能となる諸記録等の例）

(1) 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

条 項	改正前	改正後
第5条、第38条 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定の概要 ・職員の勤務体制 ・支払費用に関する事項 ・利用申込者の選択に資する事項 	電磁的記録 で作成可能 （書面での作成 も可能）	第53条追加 電磁的記録 で作成可能 （書面での作成 も可能）
第12条、第50条 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の提供日、内容その他 必要な事項 	書面による 作成を規定 （電磁的記録が 可能か不明確）	
第19条、第50条 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への通知 		
第27条、第50条 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持に関する同意 		
第30条、第50条 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の内容等 ・帳簿書類 		
第32条、第50条 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況、事故に際して採った 処置 		
第34条、第49条 <ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備、会計に関する諸記録 ・保育要領等に基づく計画 ・給付費の請求、受領に関する記録 		

(2) 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

条 項	改 正 前	改 正 後
第 19 条 ・帳簿書類	書面による 作成を規定 又は想定 (電磁的記録が 可能か不明確)	第 49 条追加 電磁的記録 で作成可能 (書面での作成 も可能)



- 3 施行日
公布の日